浦安市福祉的就労施設運営事業者

公募型プロポーザル募集要項

令和７年９月５日

浦安市　福祉部　障がい事業課

１．事業の趣旨及び目的

本募集要項は本市における障がいのある方の就労支援のため、浦安市福祉的就労施設運営事業者の優先協定候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

２．概要

(1)　件名

　　浦安市福祉的就労施設運営事業者公募型プロポーザル

(2)　業務概要

「浦安市福祉的就労施設運営事業者公募型プロポーザル募集仕様書」のとおりとする。

(3)　履行期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日まで（５年間）

(4)　履行場所

浦安市千鳥15－５

(5) 事務局

浦安市　福祉部　障がい事業課

TEL:047-351-1111(代表) 内線15305

　　　TEL:047-712-6398(直通）

　　　FAX:047-355-1294

　　E－mail：[shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp](mailto:shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp)

３．参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していない者であること。

(2)　浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されているもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。

※浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。

(3)　浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

(5)　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。

(6)　法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7)　障がい者福祉関連事業について、３年以上の実績・経験を有していること。

４．募集及び選定スケジュール

募集要項の公表　　　　　　　　　　令和７年９月５日（金）

施設見学会　　　　　　　　　　　　令和７年９月25日（木）

質問の締切　　　　　　　　　　　　令和７年10月１日（水）　午後５時

質問への回答　　　　　　　　　　　令和７年10月10日（金）

応募締切（応募書類の提出期限）　　令和７年10月24日（金）　午後５時

（第１次審査）

第１次審査結果の通知　　　　　　　令和７年11月10日（月）　予定

提案書の提出期限　　　　　　　　　令和７年11月28日（金）　午後５時

（第２次審査）

ヒアリングの実施　　　　　　　　　令和７年12月５日（金）　予定

審査結果の公表　　　　　　　　　　令和８年１月上旬　　　　予定

協定協議・協定協定の締結　　　　　令和８年２月上旬　　　　予定

事業開始　　　　　　　　　　　　　令和８年４月１日（水）

５．応募手続

(1)　浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和７年９月５日（金）から令和７年10月24日（金）午後５時までとする。

(2)　施設見学会（参加自由）について

　　ア　参加申し込みは、「浦安市福祉的就労施設運営事業者公募型プロポーザル応募等様式集」の浦安市福祉的就労施設見学会申込書（様式１）に必要事項を記入し、「２.概要（5）」で示したメールアドレスにＥメールで提出する。なお、参加人数は、１法人（団体）３人までとする。

　　イ　施設見学会申込の受付期間は、令和７年９月５日（金）から令和７年９月12日（金）午後５時までとする。

　　ウ　施設見学会は、令和７年９月25日（木）に行うものとし、集合時間及び場所については、別途連絡する。

(3)　質問の受付と回答

ア　質問事項は、「浦安市福祉的就労施設運営事業者公募型プロポーザル応募等様式集」の質問書（様式２）に必要事項を記入し、「2.概要（6）」で示したメールアドレスにＥメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ　質問の受付期間は、令和７年９月５日（金）から令和７年10月１日（水）午後５時までとする。

ウ　質問に対する回答は、令和７年10月10日（金）から浦安市ホームページで公表する。

(4)　応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。

ア　受付期間

令和７年10月14日（火）から令和７年10月24日（金）（土日祝日を除く）とする。

イ　受付時間

午前９時から午後５時（正午～午後１時を除く）とする。

ウ　提出先

浦安市 福祉部 障がい事業課

エ　提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ　提出書類

全てＡ４サイズ（Ａ３サイズの場合は、折込みとする。）とし、提案書表紙（様式３）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、10部（正本１部、副本９部）提出すること。

（ア） 浦安市ワークステーション福祉的就労施設応募申込書（様式４）

（イ） 法人等の概要（様式５）

（ウ） 障がい者の就労支援等に関する実績（様式６）・経歴書（様式６－１）

（エ） 経営方針・応募の理由（様式７）

（オ） 浦安市福祉的就労施設事業計画書（様式８　任意様式可）

（カ） 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（様式８－１）

（キ） 収支計画書（様式９）

（ク） 収支予算書（様式10）

（ケ） 個人情報の取り扱い及び苦情解決に関する規約、管理マニュアル等

（コ）浦安市暴力団排除条例に基づく暴力団でないことの表明及び確約に関する同意書

（サ） その他以下の必要書類

・定款、寄附行為、規約、その他これらに類する項目

・法人にあっては法人登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写

・役員名簿（名簿には性別・生年月日まで記載）

・法人等本体の事業計画書及び収支予算書（令和７年度分）

・直近３か年の貸借対照表、損益計算書（事業活動収支計算表）、キャッシュフロー

計算書（資金収支計算書）、財産目録

・直近２か年の事業報告書

・直近１か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証

明書

・法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（組織図、管理体制表、法人

等の概要のわかるパンフレット等）

　　・過去５年間のうち、就労継続支援Ｂ型事業所として受注したことを証明する協定書等の写し

・提出書類は上記に掲げたもののほかにも、市長が特に必要と認めた場合に、追加

の提出を要することがある。

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

６．審査の手続き

(1) 　第１次審査

提出された応募書類を審査し、第２次審査に進む応募者（５者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表１「第１次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い５者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が５者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第１次審査に合格した応募者のみを対象とする

(2)　 提案書の受付

第１次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア　受付期間

令和７年11月18日（火）から令和７年11月28日（金）（土日祝日を除く）

イ　受付時間

午前９時から午後５時（正午～午後１時を除く）

ウ　提出先

浦安市　福祉部　障がい事業課

エ　提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ　提出書類

(ア)　企画書

(イ)　本業務への実施体制がわかる書類

(ウ)　業務実施に際しての基本的な取組方針等

次の内容を含み、仕様書で示した業務内容については全ての項目を含むこと

1. 年間業務計画について
2. 業務履行の具体的な手法について
3. 本業務における障がい者の支援に対する手法について
4. 職員採用・資格・経験・配置
5. 事故防止・安全対策
6. 個人情報保護に対する配慮

カ　提出部数

原本１部、コピー９部

(3)　第２次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表２「第２次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70％以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と協定交渉を行う。

(4)　ヒアリングの実施

ア　実施日時等

令和７年12月５日（金）に実施予定。時間及び場所については、第１次審査に合格した応募者に通知する。

イ　出席者

責任者及び主担当者(業務の中心的役割を担う担当者)を含め４名以内とする。

ウ　ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答20分程度の40分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

７．提出書類の取り扱い

(1)　応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先協定候補者の選定後において、優先協定候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第７条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。

(2)　優先協定候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先協定候補者の選定後、速やかに返却するものとする。

(3)　応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先協定候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方

式等により優先協定候補者を選定する以外の目的では使用しない。